

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和2年1月28日答申分

## ○答申の概要

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
|-----------------------|----|

|          |    |
|----------|----|
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
|----------|----|

|                    |    |
|--------------------|----|
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 2件 |
|--------------------|----|

|        |    |
|--------|----|
| 国民年金関係 | 2件 |
|--------|----|

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900396号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900089号

## 第1 結論

- 1 請求者のA法人における平成23年12月22日の標準賞与額を30万7,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月22日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年12月22日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA法人における平成23年12月22日の標準賞与額を32万円に訂正することが必要である。

平成23年12月22日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額30万7,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年12月22日

A法人に勤務している期間のうち、平成23年12月22日に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料が控除されていたので保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者が提出した「給与明細(平成23 12 賞与)」及びA法人が提出した「支給控除項目一覧表(平成23年12月分賞与)」により、請求者は、請求期間に同法人から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「給与明細(平成23 12 賞与)」及び「支給控除項目一覧表(平成23年12月分賞与)」により確認できる厚生年金保険料控除額から30万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年12月22日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求者が提出した「給与明細(平成23 12 賞与)」及びA法人が提出した「支給控除項目一覧表(平成23年12月分賞与)」によると、請求者は、標準賞与額32万円に相当する賞与の支給を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者のA法人における平成23年12月22日の標準賞与額を32万円に訂正することが必要である。

なお、平成23年12月22日の訂正後の標準賞与額32万円(上記1の訂正後の標準賞与額30万7,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900388号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900048号

## 第1 結論

昭和62年7月及び同年8月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成3年11月から平成15年1月までの請求期間については、国民年金第3号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和62年7月及び同年8月  
② 平成3年11月から平成15年1月まで

請求期間①については、銀行の窓口で国民年金保険料を納付したはずであり、また、請求期間②については、国民年金第3号被保険者であったはずである。調査の上、請求期間①を保険料納付済期間として、また、請求期間②を第3号被保険者期間として年金記録の訂正をしてほしい。

## 第3 判断の理由

### 1 請求期間①について、請求者は、当該期間の国民年金保険料を自宅に送られてきた納付書で銀行の窓口において月毎に納付したと主張している。

また、請求者の国民年金手帳の記号番号は、請求者に係る国民年金被保険者資格のオンライン記録の入力処理年月日(昭和62年9月1日)から、昭和62年9月頃に払い出されていることが推認できることから、当該期間においては、現年度納付又は過年度納付のいずれの納付方法でも、国民年金保険料の納付が可能であったことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、請求期間①の国民年金保険料の額、納付場所等に関する記憶が不明確であり、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができないことから、国民年金保険料の納付に関する状況は不明である。

また、請求者が請求期間①当時居住していたA市は、請求者の当該期間に係る国民年金保険料について、同市が保有する資料から納付された記録は確認できない旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求者の国民年金加入期間において、国民年金保険料を納付した形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 請求期間②について、国民年金第3号被保険者については、国民年金法第7条第1項第3号において、「第2号被保険者の配偶者であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの（以下「第3号被保険者」という。）」と規定されており、当該規定における主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定の基準については、「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準について」（昭和61年3月31日庁保険発第13号）が定められ、さらに、「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準の運用について」（昭和61年4月1日庁保険発第18号）により、第3号被保険者としての届出に係る者が、健康保険等の被扶養者として認定されている場合は、被扶養配偶者の認定基準に該当しないことが明らかであるときを除き、これを第2号被保険者の配偶者であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持している者として取り扱う旨等の運用上の留意事項が定められている。

一方、請求者は、請求期間②当時、請求者と婚姻関係にあった元夫が加入していた厚生年金保険の被扶養配偶者であったとし、当該期間は種別変更により国民年金第3号被保険者となる期間である旨主張しているところ、オンライン記録により、請求者は、平成4年2月1日から平成15年3月18日までの期間において、元夫が加入する健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、請求期間②のうち平成3年11月から平成4年1月までの期間について、請求者は、元夫が加入する健康保険の被扶養者として認定されていないことから、上述の国民年金第3号被保険者としての要件を満たしていたか否かの判断をすることができない。

また、請求期間②当時における国民年金第3号被保険者への種別変更に係る届出については、被扶養配偶者本人が住所地の市町村長への届出が必要とされていたところ、請求者は、当該届出について自身で行っておらず、元夫が第2号被保険者として勤務する事業所（請求者が当該期間直前まで勤務していたとする事業所と同一事業所）の事務担当者が行っていたはずである旨陳述しているが、当該事業所に対し、請求者に係る国民年金第3号被保険者の届出を行っていたか否かについて確認することができず、請求者の国民年金第3号被保険者の届出に関する状況は不明である。

さらに、請求者が請求期間②当時居住していたA市の国民年金担当部署は、当時の関係資料は残っておらず、請求者の国民年金第3号被保険者に係る届出の有無について確認することはできない上、事業所からの国民年金第3号被保険者の届出に係る当時の対応状況についても、資料がなく不明である旨回答している。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間

②については、国民年金第3号被保険者の期間として認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900426号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900049号

## 第1 結論

昭和53年\*月から昭和56年3月までの請求期間及び昭和60年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和53年\*月から昭和56年3月まで  
② 昭和60年4月から昭和61年3月まで

私が成人した際、父から、「本来は成人したら、国民年金保険料は国民の義務として自分で払うものだが、まだ学生で収入がないので、就職するまでは代わりに払ってあげる。」という説明があり、父が払ってくれていた。その後、就職が決まり、大学を卒業する昭和56年3月に「今後も年金の手続だけは忘れずに。」と父からオレンジ色の年金手帳を渡された。

結婚後、私は夫のA県赴任に伴い、4年間勤めたB研究所を退職したが、そのとき、総務から厚生年金の記録が記入された年金手帳を渡され、手元の年金手帳は2冊になった。その2冊の年金手帳を転居先のC市役所へ提出すると、係の人から、「あなたの場合、この3月で仕事を退職したため、今は国民年金の任意加入の時期にあたり、自分でお金を納める必要があるが、どうしますか。」と聞かれたので、家に帰り、夫に相談した上で保険料を納付した。

調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①については、自身が成人したときに、父親がD市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、請求期間②については、昭和60年4月にC市で、自身で保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、請求期間①に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする請求者の父親は亡くなっており、聴取することができないため加入手続及び納付状況が不明であるほか、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、社会保険オンラインシステムの記録及び国民年金手帳記号番号払出簿(被保険者台帳管理簿)により、当該期間後の昭和61年4月1日に請求者が国民年金の第3号被保険者資格を取得したことにより、同

年8月1日にC市を管轄するE社会保険事務所（当時）において払い出されたことが確認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、当該国民年金番号とは別の国民年金番号が請求者に対して払い出されたことを確認することができないことから、請求者はこの頃に初めて国民年金の加入手続を行ったと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、請求期間①当時、請求者は大学生であったと陳述し、請求期間②については、請求者の夫は厚生年金保険の被保険者であり、いずれの期間においても、請求者は国民年金に任意で加入することができたところ、請求者が国民年金被保険者資格を取得するためには本人の申出が必要であり、その申出日に任意加入被保険者資格を取得するものとされていたことから、制度上、上記加入手続時点では、請求期間①及び②は、遡って被保険者となることのできない国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、昭和56年4月にB研究所に就職した後、年金手帳を就職先に提出せずに自身で保管していることを疑問に感じ、就職先の担当者にその旨を確認したと陳述しているほか、昭和60年4月にC市へ転入した際の市役所職員とのやりとりについて詳細に記憶していることから、昭和53年\*月及び同年\*月にD社会保険事務所（当時）において払い出された国民年金番号及び昭和60年4月及び同年5月にE社会保険事務所において払い出された国民年金番号に係る被保険者の氏名を国民年金手帳記号番号払出簿で目視によって確認したが、請求者の氏名を確認することはできなかった。

加えて、C市から提出された国民年金に関する資料によると、昭和61年4月1日を請求者の第3号被保険者資格取得日として、同年7月21日に同市の保険年金システムに入力されていることが確認できるところ、それ以前の記録はなく、同市の記録においても請求期間②は未加入期間とされている。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。